

非線引き都市計画区域における土地利用方針（案）に関する説明会 会議概要

- 日 時 平成27年1月17日（土） 下総地区：午前10時から午前11時まで 大栄地区：午後3時から午後4時まで
- 場 所 下総公民館・大栄公民館
- 参加者 6名（下総公民館3名・大栄公民館3名）
- 事務局 宇澤都市計画課長 大竹課長補佐、富澤係長、會嶋主査、飯嶋主査、古館主事、池田主事

【説明会の趣旨】

市で策定を進めている、非線引き都市計画区域における土地利用方針等については、12月15日からパブリックコメントを実施しております。説明会では、土地利用方針（案）について、直接住民に内容を説明し、意見を伺う事を目的としております。

具体的なお意見と市の回答については以下のとおりです。

項目	寄せられたご意見の趣旨	市の回答
3.3 土地利用の方針 について	土地利用の誘導区域となるインターチェンジから3kmの範囲内では、農地転用の条件などが緩和されて転用が行いやすくなるのか。または、農地以外の山林だけが、工場などの用途になるということか。	本方針を定めることで、農地転用の要件が緩和されるものではありません。 適正な土地利用の実現のため、本方針に沿って特定用途制限地域や地区計画などを定めることで、規制と誘導を図っていくものです。

項目	寄せられたご意見の趣旨	市の回答
3.2 規制・誘導区域の設定について	今後、滑河駅周辺のようにインターチェンジ周辺にも用途地域が定められるのか。	特定用途制限地域の指定や地区計画の策定が想定されますが、地域からの要望がなされた際に、具体的な検討を進める予定です。
その他のご意見・ご質問	車中心の考え方で道路を整備すると、もともと歩いて暮らしてきた地域が分断されてしまうこともあるため、考慮されたい。	地区計画により、区域内道路に歩道を設けるような開発計画を誘導するなど、地域の暮らしを分断することの無いように考慮します。
	自転車が車道を走行する場合、危険な箇所がある。市として認識しているのか。	市では道路整備計画に基づき、道路の整備を進めています。速やかな道路整備と運転者のマナー向上の両面の対応が必要と考えます。
	風営法関連施設やパチンコ店などが、すでに立地している。 また、農地に隣接して立地する施設等で施設内の雑草の手入れがされていない場所もある。 市内に残る美しい農地を守るという視点も必要でないか。	特定用途制限地域を定める場合には、風営法に関わる施設を制限することも可能となります。 草刈りの問題については、環境対策として指導を実施しています。
	国道51号線沿いでは、空き店舗が見られ、寂しく感じる。 企業が撤退した後の空き店舗等を撤去するような担保を取っておくことはできないのか。	昨年、空き家等の対策に係る法律が成立しており、今後は法的な対応を行うことが可能となります。